

山梨県公報

第五百五十四号

令和七年

四月十四日

月 曜 日

目 次

○土地改良区役員の変更及び就任……………一八一
○一般競争入札について……………一八三

公 告

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、賑岡町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	米山大	大月市賑岡町畑倉九百四十四番地	令和七年三月三十一日
副理事長	横瀬文雄	大月市賑岡町畑倉千八百八十一番地	同
同	鈴木守	大月市賑岡町畑倉千四百四十九番地	同
同	小俣英二	大月市賑岡町畑倉七百七十一番地	同

理事	鈴木重光	大月市賑岡町畑倉九百六十番地	同
同	米山義一	大月市賑岡町畑倉九百九十一番地	同
同	矢頭泰夫	大月市賑岡町畑倉千二百六十一番地四	同
同	松永剛	大月市賑岡町畑倉千八百九番地	同
同	鈴木章雄	大月市賑岡町畑倉千六百六十一番地	同
同	知見茂	大月市賑岡町畑倉七百三十三番地	同
同	小俣喜弘	大月市賑岡町畑倉千三十二番地	同
同	矢頭進	大月市賑岡町畑倉千二百二十六番地	同
同	米山幸男	大月市賑岡町畑倉九百六十四番地	同
同	横瀬光宏	大月市賑岡町畑倉千二百三十三番地	同
同	矢頭芳美	大月市賑岡町畑倉千二百二十四番地	同
監事	小俣英雄	大月市賑岡町畑倉九百五番地	同

二 就任

同	同	同	同
長田敦	横瀬広正	鈴木一枝	細川清正
大月市賑岡町畑倉七百八十五番地三	大月市賑岡町畑倉千百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千百三十九番地	大月市賑岡町奥山千八百二十番地八番地
同	同	同	同

同	同	理事	同	副理事長	理事長	役職名
矢頭泰夫	米山義一	矢頭芳美	小俣英二	鈴木守	横瀬文雄	氏名
大月市賑岡町畑倉千二百六十番地	大月市賑岡町畑倉九百九十一番地	大月市賑岡町畑倉千二百二十四番地	大月市賑岡町畑倉七百七十一番地	大月市賑岡町畑倉千四百四十九番地	大月市賑岡町畑倉千八百八十一番地	住所
同	同	同	同	同	令和七年四月一日	就任年月日

同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
細川清正	小俣英雄	奥野幸喜	横瀬光宏	米山幸男	矢頭進	小俣喜弘	知見茂	鈴木章雄	松永剛	米山大	
大月市賑岡町奥山千八百二十八番地	大月市賑岡町畑倉九百五番地二	大月市賑岡町畑倉千二百二十七番地	大月市賑岡町畑倉千二百三十三番地	大月市賑岡町畑倉九百六十四番地	大月市賑岡町畑倉千二百二十六番地	大月市賑岡町畑倉千三十二番地	大月市賑岡町畑倉七百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千百六十一番地	大月市賑岡町畑倉千八百九番地	大月市賑岡町畑倉九百四十四番地	一番地四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	鈴木一枝	大月市賑岡町畑倉千百三十九番地	同
同	横瀬広正	大月市賑岡町畑倉千百三十三番地	同
同	長田敦	大月市賑岡町畑倉七百八十五番地三	同

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 山梨県手数料等収納キャッシュレス決済端末等導入及び指定納付受託業務（以下「本業務」という。）

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結の日から令和十二年十二月三十一日まで

4 履行場所 山梨県庁及び知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局会計課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの

4 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者

6 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づき指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

8 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

9 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する技術者を継続して従事させることができる者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 令和七年四月十五日（火）から同年四月三十日（水）まで（山梨県の休日を含める。令和七年四月十五日（火）から同年四月三十日（水）までの間に山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局会計課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 令和七年四月十四日（月）から同年四月三十日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時までの四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年五月二十六日（月）午後四時

<p>(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室</p> <p>5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局会計課宛に令和七年五月二十三日(金)午後五時までに到着するように送付すること。</p> <p>6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。</p> <p>(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。</p> <p>(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。</p> <p>(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。</p> <p>(四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。</p> <p>(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。</p> <p>7 落札者の決定方法</p> <p>(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び評価項目算定資料等を提出すること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、別記落札者決定基準により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が一番高い者を落札者とする。</p> <p>ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。</p> <p>イ 評価項目算定資料の内容が入札説明書に添付する評価項目算定資料一覧表で指定する必須項目を全て満たしていること。</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(一) 言語 日本語</p> <p>(二) 通貨 日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 免除</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 違約金の有無 有</p> <p>5 前払金の有無 無</p>	<p>6 契約書作成の要否 要</p> <p>7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)二百三十四条の三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。</p> <p>8 その他</p> <p>(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(二) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(三) 問合せ先 山梨県出納局会計課(電話〇五五―二三三―二三〇八)</p> <p>※ Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the service to be required: Implementation of Cashless Payment Terminal and Management of Cashless Payment Operations for Receiving Application fee to Yamanashi: 1set</p> <p>2 Date and time for tender: 4:00PM, May 26, 2025</p> <p>3 Bureau in charge: Accounting Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1308</p>
--	---